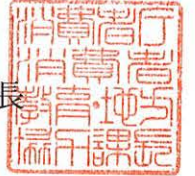




消教地第 183 号  
平成 27 年 4 月 28 日

各都道府県消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者教育・地方協力課長



地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間の特例について（周知）

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

「地方消費者行政推進事業実施要領」（平成 27 年 2 月 6 日付け消教地第 52 号）別添 2 「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」は、地方消費者行政に対する国の財政措置（地方消費者行政活性化基金又はその後継となる財政措置であって、東日本大震災復興特別会計によるものを除く。以下、「基金等」という。）が行われる場合において、基金等により整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を図るべく、各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするために、個別事業ごとの基金等の活用期間を定めたものです。

本制度は、地方公共団体による消費者行政関係予算の確保等に向けた自主的な取組を促進するための仕組みという趣旨を有する点、既に御理解いただいているとは存じますが、改めて周知いたします。

また、いわゆる首長表明に係る期間の特例（上記別添 2 第 2（1））の適用を受けるための具体的な表明方法に関し、首長の意思表示のポイント及び事例（別添）につき、併せて周知いたします。

なお、上記特例の適用については個別事業ごとに判断することになり、個別事業の開始年度から毎年度、首長表明を実施すれば、当該開始年度の前年度以前の首長表明の実施の有無に関わらず、当該個別事業については期間延長の特例が認められます。

各都道府県におかれましては、本通知を速やかに管内市町村に通知いただくとともに、引き続き基金等を活用した事業の適正な実施に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

# 「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」における期間の特例等 ～首長の意思表明【ポイント】～

(別添)

**【本文】**

(1) **基金等活用期間経過後において**も、地方公共団体の独自の取組として基金等を活用して整備した体制を**維持又は更に強化**することを、**毎年度表明**することを条件として特例を設ける。  
表明の方法は、地方公共団体の長の施政方針演説、総合計画等の地方公共団体の**長の意思として対外的に表明**するものとする。

**ポイント**

**① 基金等活用期間経過後も**

**② 基金等を活用して整備した体制を維持又は強化**

**③ 首長が毎年度表明**

ポイント	留意事項
① 基金等活用期間経過後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「基金等活用期間経過後」という文言に代えて、「将来にわたり」や「持続的に」といった文言を使用することも可能</li> <li>⇒趣旨として「基金後」というニュアンスが伝わるもの</li> <li>○具体的な文言がない場合でも、中長期的性格を有するものと判断されるもの（5カ年の総合計画 等）において、意思表明をすれば、①の要件を満たしていると考えられる可能性もあり</li> </ul>
② 基金等を活用して整備した体制を維持又は強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○端的に「消費者行政」としても可能</li> <li>⇒これまで整備してきた消費者行政を後退させない趣旨が入っていれば可能</li> </ul>
③ 首長が毎年度表明	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首長名が入っていること、あるいは首長の意思が明確に認識できる必要</li> <li>○①で記載した5カ年の総合計画を制定したとしても、当該計画により5カ年分の意思表明をしたということにはならないことに留意（従って、中長期的な計画を定めた場合であっても、毎年度首長表明は必要）</li> </ul>

# 「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」における期間の特例等 ～首長の意思表明【事例】～

## 事例 1

より一層、安全・安心な住み良い環境づくりが重要であると考えており、基金終了後も引き続き、その一役を担った消費生活センターとして、継続した事業の展開を図り、安心してご利用いただけるセンターを維持するものと考えております。【消費者行政に関する市長の市政方針として、ホームページに掲載】

- 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)

## 事例 2

●●市ではこれからも、市民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、地域や関係者の皆様との連携を深めながら悪質商法を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に、消費者行政の分野からも力強く取り組んでまいりたいと考えています。【市長のメールマガジンで配信(HP閲覧可能)】

- 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)

## 事例 3

県では、消費者の安全と安心を確保するために継続的に取り組んでいく。具体的には、市町村と協力して相談体制の二層の充実を図るとともに、被害に遭わないように中高校生や高齢者を対象とした啓発活動を強化していく。また、特に高齢者宅を狙った電話や訪問による悪質販売業者に対する取り締まりにも力を入れていく。【県の消費生活センターの広報誌に首長の発言記載】

- 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)

# 「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」における期間の特例等 ～首長の意思表明【事例】～

## 事例4

私たちは県民の皆様の安心・安全な消費生活の実現を図るため、将来にわたって、消費者行政に全力で取り組みます。【県及び管内市町村の首長による連名方式】

- 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)

## 事例5

県では、事業者指導の強化を図るため組織を拡充するなど、消費者行政の充実・強化に努めてきました。そして、このたび、県ではこうした国の動向や消費者を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、平成28年度を目標年度とする、新たな「消費生活基本計画」を策定しました。県では今後とも、誰もが安心して、安全に暮らせるまちづくりを目指し、全力で取り組んでまいります。【県の4か年の消費生活基本計画の冒頭知事挨拶文】

- 基金等により整備した体制、あるいは消費者行政分野といった文言はないものの、当該挨拶文が「消費生活基本計画」に記載されたものであることから、消費者行政分野の体制を維持・強化するものと認めることが可能  
⇒ 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)

# 「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間について」における期間の特例等 ～首長の意思表明【事例】～

## 事例6

相談窓口機能の強化や消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育と啓発活動の推進などを通して、消費生活の安定と向上を図るとともに、食品衛生の向上や検査の充実、県民との情報共有の推進など、生産から流通・消費まで県民の食の安全・安心を確保する仕組みを強化する。また、食品中の放射性物質検査・公表体制や、消費者に対する放射性物質に関する知識と理解を深める取組みを充実・強化する。【県の4か年のアクションプラン】

- ①の要件については、記載上、満たしていないが、当該アクションプランが県における位置づけ上、将来にわたり、制定され続ける性格を有する場合においては、中長期的な視点が組み込まれていると捉えて、①の要件を満たしているものと整理
- ③首長が表明しているかどうか分かりづらいが、組織として決裁をしていれば、③の要件も持たしているものと整理  
⇒ 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)

## 事例7

消費生活をめぐるトラブルをはじめ、市民が抱えるさまざまな悩みや不安を的確に把握し、適切な助言により問題解決に向けた相談体制の充実を目指します。【県の5か年の総合計画】

- ①の要件については、記載上、満たしていないが、当該総合計画が市における位置づけ上、将来にわたり、制定され続ける性格を有する場合においては、中長期的な視点が組み込まれていると捉えて、①の要件を満たしているものと整理
- ③首長が表明しているかどうか分かりづらいが、組織として決裁をしていれば、③の要件も持たしているものと整理  
⇒ 要件を満たしており、今年度における首長の意思表明と認めることが可能(ただし、来年度以降も同様の意思表明は必要)